

番号	付番なし
項目	視覚障がい者が音響信号横断中の街頭演説・街宣車の音量等の配慮
<p>(回答)</p> <p>候補者による街頭演説及び街宣車の音量等については、公職選挙法第 164 条の 6 第 1 号の規定による実施時間の規制（午前 8 時から午後 8 時まで）と同法第 140 条の 2 第 2 号の規定による連呼行為での静寂を保持するよう努める場所の指定（学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺）はありますが、音量に対する規制はありません。</p> <p>また、拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 5 年大阪府条例第 1 号）第 3 条第 1 号の規定では、公職選挙法のさだめるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用は適用を除外するとされているところです。</p> <p>選挙運動は、有権者に対し、誰を選択すべきかの判断材料を提供する運動手段の一つとなっています。候補者にとっては法律で定められた範囲内で精一杯有権者に訴えようとしていることでもあり、有権者にとっても候補者やその政見を知る機会でもありますのでご理解をお願いします。</p> <p>なお、選挙期間中の鶴見区横堤警察署前の交差点の音響式信号機の音を聞き取ることが難しいとのお申し出については、信号機を所管する大阪府警にお伝えさせていただいています。</p>	
担当	大阪市鶴見区選挙管理委員会事務局 電話：06-6915-9626